



福岡県医発第930号(保)

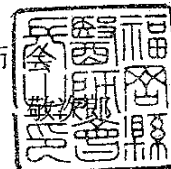
平成14年 8月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師

会長 関 原



介護保険施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について

平成14年7月12日付け福岡県医発第723号(保)「介護報酬体系の見直し等について」で、通知いたしておりましたが、平成14年7月1日に開催された社会保障審議会において、介護保険施設の入所待機者が多数の場合の取扱いに関し、諮問及び答申が行われました。

かかる答申に基づき、介護保険施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第104号、105号、106号)が、平成14年8月7日付にて公布・施行されました。

本件に関し、厚生労働省からの関係課長通知が別紙のとおり日本医師会より送付してまいりましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。本通知は、上記省令改正に伴い、介護保険施設の人員、設備及び運営に関する基準について示した通知(平成12年3月17日老企第43号、44号、45号)を改正するものであり、主な変更点は下記のとおりであります。

記

※主な変更点

1. 施設サービスの提供の拒否に関し、その「正当な理由」として上げられていた「①ベッド(病床)が空いていない場合」を削除した。
2. 入所(入院)待機者がいる場合、各施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を、優先的に入所(入院)させるよう努めることを規定した。

ただし、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきである。

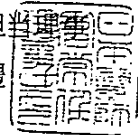
(介 2 1)

平成14年8月9日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事
青 井 禮



介護保険施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について

平成14年7月1日に開催された社会保障審議会において、介護保険施設の入所待機者が多数の場合の取扱いに関し、諮問及び答申が行われました（日医発第380号（介17）平14.7.3参照）。

かかる答申に基づき、介護保険施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第104号、105号、106号）が、平成14年8月7日付にて公布・施行されました（各添付資料 官報参照）。

本件に関し、厚生労働省より関係課長通知を入手致しましたので、ご送付致します。本通知は、上記の省令改正に伴い、介護保険施設の人員、設備及び運営に関する基準について示した通知（平成12年3月17日 老企第43号、44号、45号）を改正するものであり、主な変更点等を下記に示しますので、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

〈主な変更点〉

- ・施設サービスの提供の拒否に関し、その「正当な理由」として上げられていた「①ベッド（病床）が空いていない場合」を削除した。
 - ・入所（入院）待機者がいる場合、各施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を、優先的に入所（入院）させるよう努めることを規定した。
- ただし、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきである。

以上



〈添付資料〉

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について
(老計発第 0807001 号 老振発第 0807001 号 平成 14 年 8 月 7 日)
- ・「介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について
(老計発第 0807002 号 老振発第 0807002 号 平成 14 年 8 月 7 日)
- ・「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について
(老計発第 0807003 号 老振発第 0807003 号 平成 14 年 8 月 7 日)



老計発第 0807001 号
老振発第 0807001 号
平成 14 年 8 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長

振興課長

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
の一部改正について

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）の趣旨及び内容については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）をもって通知されているところであるが、本日、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 14 年厚生労働省令第 104 号）が公布され、同日より施行されたことを踏まえ、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部を次のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第4の3の(2)中「①ベッドが空いていない場合、②入院治療の必要がある場合、」を「入院治療の必要がある場合」に改め、(3)中「同条第5項から第7項まで」を「同条第6項から第8項まで」に、「鑑み」を「かんがみ」に改め、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 同条第3項は、入所を待っている申込者がいる場合には、入所して指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、指定介護老人福祉施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることにかんがみ、介護の必要の程度及び家族等の状況を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 後	現 行
第4 運営に関する基準 1・2 (略) 3 入退所 (1) 基準省令第6条第1項は、指定介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。 (2) 同条第2項は、原則として、利用申込に対して応じなければならぬことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することや禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な場合であることを困難な場合である。	第4 運営に関する基準 1・2 (略) 3 入退所 (1) 基準省令第6条第1項は、指定介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。 (2) 同条第2項は、原則として、利用申込に対して応じなければならぬことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することや禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、①ベッドが空いていない場合、②入院治療の必要がある場合、その他入所者に対し自ら適切な場合である。
(3) 同条第3項は、入所を待っている申込者がいる場合には、入所して指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、指定介護老人福祉施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることにかんがみ、介護の必要の程度及び家族等の状況を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。 (4) 同条第6項から第8項までは、指定介護老人福祉施設は要介護者のうち、入所して介護を行うことが必要な入所者を対象としていることにかんがみ、居宅での介護	(3) 同条第5項から第7項までは、指定介護老人福祉施設は要介護者のうち、入所して介護を行うことが必要な入所者を対象としていることに鑑み、居宅での介護が生

が生活環境を勘案して可能と判断されたる場合には、退所
に對し必要な援助をにより退所を促すこと、安
易に施設側のであり、留意
すべきものである。
4 ～ 3 0 (略)

生活環境を勘案して可能と判断されたる場合には、退所
に對し必要な援助をにより退所を促すこと、安
易に施設側のであり、留意
すべきものである。
4 ～ 3 0 (略)

官報

財務省印刷局発行

第三千四百二十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三千四百二十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三千四百二十一日 日刊(行政機関の休日休刊)

目次

(法律)

- 食品衛生法の一部を改正する法律 (一〇四)
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (一〇五)

(政 令)

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二七六)

(省 令)

- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第三條第四項に規定する認定適合性評価機関を認定する省令 (総務・経済産業省)
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (厚生労働省一〇四)
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令 (同一〇五)
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同一〇六)

- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同一〇七)

(告 示)

- 郵便規則附属料金表第二表二の項イの郵便局を定める件の一部を改正する件 (郵政事業庁二七四)
- 郵便局に関する件 (同二七五、二七六)
- 戸籍法第七十七條の二第一項の規定による指定に関する件 (法務三三三)
- 除籍が滅失した件 (同三三四)
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七條の規定による承認をした件 (同三三五、三三七、三三九、三三三〇)
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第六條の規定による承認をした件 (同三三六、三三八)

- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第三條第四項に規定する認定適合性評価機関を認定した件 (経済産業二九六)
- 中小企業信用保険法第二條第三項第一号の事業者を指定する件 (同二九七)
- 運輸審議会件名表に登録された件 (国土交通六九四)
- 航海標識に関する件 (海上保安庁二二六、二二八)
- 道路に関する件 (中部地方整備局一一一、一一三)

(人事異動)

内閣 特殊法人等改革推進本部事務局
財務省 厚生労働省

(叙位・叙勲)

(皇室事項)

(官庁報告)

官庁事項

上田商工信用組合に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分取消しの件 (金融庁)
近畿地方整備局公示 (近畿地方整備局)

国家試験

平成十四年度技術士第一次試験の試験会場 (文部科学省)

(公 告)

諸事項

官庁
特定非営利活動促進法第十條第二項、職員懲戒処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権判決、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
日本銀行営業毎旬報告関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

食品衛生法の一部を改正する法律 (法律第一〇四号) (厚生労働省)

- 食品及び添加物の販売、製造、輸入等の禁止 (第四條の三関係)
- 厚生労働大臣は、特定の国又は地域で製造等がなされ、又は特定の者により製造等がなされた特定の食品又は添加物について、
 - 検査の結果、食品衛生法の基準に違反する食品等が相当数発見されたこと
 - 生産地における食品衛生上の管理の状況
 - その他の厚生労働省令で定める事由からみて、当該国等の当該食品等に食品衛生法の基準に違反する食品等が相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、
 - 人の健康を損なうおそれの程度
 - その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議し、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該食品等の販売、製造、輸入等を告示をもつて禁止することができることとした。
- (一)による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該処分に係る食品等に起因する食品衛生上の危害の発生のおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を告示をもつて解除することとした。
- 器具及び容器包装の販売、製造、輸入等の禁止
器具及び容器包装について、1と同様の規定を設けることとした (第九條の二関係)
廃棄命令等
1又は2の規定による禁止に違反した場合に廃棄命令等を行うことができることとした (第二二條及び第二三條関係)

省 令

〇経済産業省令第六号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）を実施するため、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第三條第四項に規定する認定適合性評価機関を認定する省令を次のように定める。
平成十四年八月七日

総務大臣 片山虎之助
経済産業大臣 平沼 赳夫

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第三條第四項に規定する認定適合性評価機関を認定する省令

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）第三條第四項に規定する認定適合性評価機関として次の者を認定する。
財団法人日本品質保証機構

- 一 住所 東京都港区赤坂一丁目九番十五号
- 二 国外適合性評価事業の区分 法第二條第八項第五号の国外適合性評価事業

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第四百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十八條第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十四年八月七日

厚生労働大臣 坂口 力

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
第六條中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等

の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第五百号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十七條第三項の規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十四年八月七日

厚生労働大臣 坂口 力

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第七條中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び接遇訓練の必要性を勘案し、介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百十條第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十四年八月七日

厚生労働大臣 坂口 力

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八條中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養型施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第七号

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七條第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十四年八月七日

厚生労働大臣 坂口 力

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七條中第七項を第八項とし、第四号から第六号までを一項ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一項を加える。

四 第十一條の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、同條第二項に規定する単位の数及び当該単位ごとの居室の入所定員第十條の次に次の一項を加える。

（設備の基準）

第十條の二 特別養護老人ホームの設備の基準は、次条に定めるところによるものとする。ただし、これによりたいときは、第十一條の二に定めるところによることができる。
第十一條の見出しを削り、同條第五項中「ほか、」の下に「本条の規定の適用を受ける」を加え、同項第一号に後段として次のように加える。

なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないことと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

第十一條第五項第二号中「廊下」の下に「共同生活室」を加え、同項第五号中「居室等」を居室、共同生活室等に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項中「居室、静養室、食堂」を「本

条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの居室、共同生活室」に、「居室等」を「居室、共同生活室等」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項第一号イ及びロを次のように改める。
イ一の居室の定員は、一人と定めること。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができ。

ロ 居室は、第二項に規定する単位のいずれかに属するものとし、当該単位の共同生活室に近接して一体的に設けること。

第十一條第三項第一号ロを次のように改める。
二一の居室の床面積は、十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

第十一條第三項第一号ハ中「廊下」の下に「共同生活室」を加え、同号中「入所者」を「必要に応じて入所者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 共同生活室

イ 共同生活室は、第二項に規定する単位のいずれかに属するものとし、当該単位の居室の入所者が食事を行い、かつ、談話等を樂しむのに適した形状を有すること。

ロ 地階に設けてはならないこと。
ハ一の共同生活室の面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属する第二項に規定する単位の居室の入所定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

二 必要な備品を備えること。
第十一條第三項第三号中「ほか、」を「を設けるほか、必要に応じて」に改め、同項第四号中「洗面所」を「洗面設備」に改め、同号イ中「ある階ごと」を「ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数」に改め、同項第五号イ中「ある階ごと」に居室に近接して」を「ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数」に改め、同項第九号各号列記以外の部分中「食堂及び」を削り、同号イを次のように改める。

イ 機能訓練室は、必要な広さを有するものとし、その面積は、一平方メートルに入所定員（第二項に規定する単位の共同生活室が、三平方メートルに当該単位の居室の入所定員を乗じて得た面積以上を有している場合には、当該単位の居室の入所定員を除く）を乗じて得た面積以上を標準とするこ

と。

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号） 抄

改正後	現行
(入退所) 第六条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。 2 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 4 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 5 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。 6 指定介護老人福祉施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。	(入退所) 第六条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。 2 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。 5 指定介護老人福祉施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。

7 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。	6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
8 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思われる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。	7 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思われる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
9 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	8 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。



老計発第 0807002 号
老振発第 0807002 号
平成 14 年 8 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長

振興課長

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」
の一部改正について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）の趣旨及び内容については、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号）をもって通知されているところであるが、本日、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 14 年厚生労働省令第 105 号）が公布され、同日より施行されたことを踏まえ、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」の一部を次のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第4の3の(2)中「要介護度」の次に「や所得」を加え、「①ベッドが空いていない場合、②入院治療の必要がある場合、」を「入院治療の必要がある場合」に改め、(6)中「同条第7項」を「同条第8項」に改め、(6)を(7)とし、(5)中「同条第5項」を「同条第6項」に改め、(5)を(6)とし、(4)中「同条第4項」を「同条第5項」に改め、(4)を(5)とし、(3)中「同条第3項」を「同条第4項」に改め、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 同条第3項は、入所を待っている申込者がいる場合には、入所して介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、介護老人保健施設が基準省令第7条第1項に定める者を対象としていること等にかんがみ、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに通営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 後	現 行
第4 運営に関する基準 1・2 (略) 3 入退所 (1) 基準省令第7条第1項は、介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等が必要となる介護者を対象とするものであることとを規定したものである。 (2) 同条第2項は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することとを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な介護保健施設サービスを提供することが困難な場合である。	第4 運営に関する基準 1・2 (略) 3 入退所 (1) 基準省令第7条第1項は、介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等が必要となる介護者を対象とするものであることとを規定したものである。 (2) 同条第2項は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度の多寡を理由にサービスの提供を拒否することとを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、①ベッドが空いていない場合、②入院治療の必要がある場合、その他入所者に対し自ら適切な介護保健施設サービスを提供することが困難な場合である。
(3) 同条第3項は、入所を待っている申込者がいる場合には、入所して介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、介護老人保健施設が基準省令第7条第1項に定める者を対象としていること等にかんがみ、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を挙げていくものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。	
(4) 同条第4項は、入所申込者の病状からみて、その病状が重篤なために介護老人保健施設での対応が困難であり、病院又は診療所での入院治療が必要であると認めら	(3) 同条第3項は、入所申込者の病状からみて、その病状が重篤なために介護老人保健施設での対応が困難であり、病院又は診療所での入院治療が必要であると認めら

る場合には、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならぬものであること。

(5) 同条第5項は、基準省令第1条(基本方針)を踏まえ、入所者の家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、家庭での療養へ移行する必要性があること、できただけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行うとともに、入所者に対して適切な介護保健施設サービスが提供されるように努めるため、入所者の心身の状況、病歴、家族の状況等の把握に努めるべきことを規定したものである。

(6) 同条第6項は、入所者について、その病状及び身体の状態に照らし、退所して居宅において生活がでるかどうかについて定期的に検討しなればならぬことと、場合に限る。)、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等による居宅における生活への復帰の可否の検討は、入所後早期に行うこと。また、その病状及び身体の状態に應じて適宜実施すべきものであるが、少なくとも3か月ごとには行うこと。これらの定期的な検討の経過及び結果は記録しておくこと。基準省令第38条の規定に基づきその記録は2年間保存しておくこと。

(7) 同条第8項は、入所者の退所に際しての、本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、病院又は診療所の医師及び居宅介護支援事業等に対する情報提供について規定したものであること。また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ること。

4～29

(略)

る場合には、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならぬものであること。

(4) 同条第4項は、基準省令第1条(基本方針)を踏まえ、入所者の家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、家庭での療養へ移行する必要性があること、できただけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行うとともに、入所者に対して適切な介護保健施設サービスが提供されるように努めるため、入所者の心身の状況、病歴、家族の状況等の把握に努めるべきことを規定したものである。

(5) 同条第5項は、入所者について、その病状及び身体の状態に照らし、退所して居宅において生活がでるかどうかについて定期的に検討しなればならぬことと、場合に限る。)、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等による居宅における生活への復帰の可否の検討は、入所後早期に行うこと。また、その病状及び身体の状態に應じて適宜実施すべきものであるが、少なくとも3か月ごとには行うこと。これらの定期的な検討の経過及び結果は記録しておくこと。基準省令第38条の規定に基づきその記録は2年間保存しておくこと。

(6) 同条第7項は、入所者の退所に際しての、本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、病院又は診療所の医師及び居宅介護支援事業等に対する情報提供について規定したものであること。また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ること。

4～29

(略)

官報

財務省印刷局発行

第3420号(平成14年8月7日) 日刊(行政機関の休日休刊)
第三号(平成14年8月7日) 付録資料版(年通水曜)

目次

〔法 律〕

- 食品衛生法の一部を改正する法律 (一〇四)
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(一〇五)

〔政 令〕

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(二七六)

〔省 令〕

- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第三條第四項に規定する認定適合性評価機関を認定する省令 (総務・経済産業省)
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(厚生労働省一〇四)
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令(同一〇五)
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同一〇六)

- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同一〇七)

〔告 示〕

- 郵便規則附属料金表第二表二の項イの郵便局を定める件の一部を改正する件(郵政事業庁二七四)
- 郵便局に関する件 (同二七五、二七六)
- 戸籍法第七十七條の二第一項の規定による指定に関する件(法務省二二三)
- 除籍が滅失した件(同三二四)
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七條の規定による承認をした件 (同三二五、三二七、三二九、三三〇)

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六條第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件(同三二六、三二八)
- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第三條第四項に規定する認定適合性評価機関を認定した件 (経済産業省二九六)
- 中小企業信用保険法第二條第三項第一号の事業者を指定する件 (同二九七)
- 運輸審議会片名表に登録された件 (国土交通省六九四)
- 航路標識に関する件 (海上保安庁二一六、二一八)
- 道路に関する件 (中部地方整備局一二一、一二三)

〔人事異動〕

- 内閣 特殊法人等改革推進本部事務局 財務省 厚生労働省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

上田商工信用組合に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分取消しの件(金融庁)
近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)

國家試験

平成十四年度技術士第一次試験の試験会場(文部科学省)

〔公 告〕

諸事項

官庁 特定非常利活動促進法第十條第二項 職員懲戒処分関係
裁判所 相續、公示催告、失踪、除權判決、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等 日本銀行営業年報報告関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

○食品衛生法の一部を改正する法律(法律第一〇四号)(厚生労働省)

食品及び添加物の販売、製造、輸入等の禁止(第四條の三関係)

厚生労働大臣は、特定の国又は地域で製造等がなされ、又は特定の者により製造等がなされた特定の食品又は添加物について、検査の結果、食品衛生法の基準に違反する食品等が相当数発見されたこと

生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて、当該国等の当該食品等に食品衛生法の基準に違反する食品等が相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度

その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議し、薬事、食品衛生審議会の意見を聴いて、当該食品等の販売、製造、輸入等を告示をもつて禁止することができることとした。

(一)による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該処分に係る食品等に起因する食品衛生上の危害の発生のおそれがないと認めるときは、薬事、食品衛生審議会の意見を聴いて、当該食品等の全部又は一部を告示をもつて解除することとした。

器具及び容器包装の販売、製造、輸入等の禁止

器具及び容器包装について、一と同等の規定を設けることとした。(第九條の二関係)

薬業命令等

一又は二の規定による禁止に違反した場合に薬業命令等を行うことができることとした。(第二二條及び第二三條関係)

省 令

○経済産業省令第六号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）を実施するため、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第三條第四項に規定する認定適合性評価機関を認定する省令を次のように定める。
平成十四年八月七日

総務大臣 片山虎之助

経済産業大臣 平沼 赳夫

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）第三條第四項に規定する認定適合性評価機関として次の者を認定する。
一 住所 東京都港区赤坂一丁目九番十五号
二 国際適合性評価事業の区分 法第二條第八項第五号の国際適合性評価事業

財団法人日本品質保証機構
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四百号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十八條第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十四年八月七日

厚生労働大臣 坂口 力
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
第六條中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の

の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五百号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十七條第三項の規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十四年八月七日

厚生労働大臣 坂口 力

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。
第七條中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百十條第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十四年八月七日

厚生労働大臣 坂口 力

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。
第八條中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行って入所者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七号

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七條第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十四年八月七日

厚生労働大臣 坂口 力

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。
第七條中第七項を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一項を加える。

四 第十一條の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、同条第二項に規定する単位の数及び当該単位ごとの居室の入所定員第十條の次に次の一項を加える。
（設備の基準）
第十條の二 特別養護老人ホームの設備の基準は、次条に定めるところによるものとする。ただし、これによりがたいときは、第十一條の二に定めるところによることができる。
第十一條の見出しを削り、同条第五項中「ほか」の下に「本条の規定の適用を受ける」を加え、同項第一号に後段として次のように加える。

なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないとして認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にある場合は、一・八メートル以上）として差し支えない。
第十一條第五項第二号中「廊下」の下に「共同生活室」を加え、同項第五号中「居室等」を「居室、共同生活室等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「居室、静養室、食堂」を「本

条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの居室、共同生活室」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第一号及び同項を同条第五項とし、同条第三項第一号の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができ。

○居室は、第二項に規定する単位のいずれかに属するものとし、当該単位の共同生活室に近接して一体的に設けられること。
第十一條第三項第一号を次のように改める。
一 一の居室の床面積は、十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
第十一條第三項第一号中「廊下」の下に「共同生活室」を加え、同号中「入所者」を「必要に応じて入所者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 共同生活室
イ 共同生活室は、第二項に規定する単位のいずれかに属するものとし、当該単位の居室の入所者が食事を行い、かつ、談話等を楽しむのに適した形状を有すること。
ロ 地階に設けなければならないこと。
ハ 一の共同生活室の面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属する第二項に規定する単位の居室の入所定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

二 必要な備品を備えること。
第十一條第三項第三号中「のほか」を「を設けるほか、必要に応じて」に改め、同項第四号中「洗面所」を「洗面設備」に改め、同号イ中「のある階ごとに」を「ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数」に改め、同項第五号イ中「のある階ごとに居室に近接して」を「ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数」に改め、同項第九号各号列記以外の部分中「食堂及び」を削り、同号イを次のように改める。

イ 機能訓練室は、必要な広さを有するものとし、その面積は、一平方メートルに入所定員（第二項に規定する単位の共同生活室が、三平方メートルに当該単位の居室の入所定員を乗じて得た面積以上を有している場合は、当該単位の居室の入所定員を除く）を乗じて得た面積以上を標準とするこ

と。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号) 抄

改正後	現行
(入退所) 第七条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれていた環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。 2 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。 3 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 5 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。 6 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれていた環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。	(入退所) 第七条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれていた環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。 2 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。 3 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。 5 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれていた環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

7| 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

8| 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

6| 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

7| 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。



老計発第 0807003 号

老振発第 0807003 号

平成 14 年 8 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長

振興課長

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
の一部改正について

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）の趣旨及び内容については、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号）をもって通知されているところであるが、本日、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 14 年厚生労働省令第 106 号）が公布され、同日より施行されたことを踏まえ、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部を次のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第4の3の(2)中「、所得の」を「所得の」に、「①病床が空いていない場合、②入院治療の必要の無い場合、」を「入院治療の必要の無い場合」に改め、(3)中「同条第5項」を「同条第6項」に、「鑑み」を「かんがみ」に改め、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 同条第3項は、入院を待っている申込者がいる場合には、入院して指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入院させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、指定介護療養型医療施設が基準省令第8条第1項に定める者を対象としていること等にかんがみ、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を挙げているものである。なお、こうした優先的な入院の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 後	現 行
第4 運営に関する基準 1・2 (略) 3 入退院 (1) 基準省令第8条第1項は、指定介護療養型医療施設は、長期に渡って療養が必要な要介護者を対象とするものである。 (2) 同条第2項は、原則として、利用申込に対して応じなければならぬことを規定し、たものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することとを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、入院治療の必要の無い場合その他患者に対し自ら適切な指定介護療養施設サービスを提供することとなる場合である。 (3) 同条第3項は、入院を待っている申込者がいる場合には、入院して指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入院させるよう努めなければならぬことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、指定介護療養型医療施設が基準省令第8条第1項に定める者を対象としていること等にかんがみ、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を挙げているものである。なお、こうした優先的な入院の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。 (4) 同条第6項は、指定介護療養型医療施設は要介護者のうち、入院して長期療養を行うことが必要な患者を対象としていていることにかんがみ、入院治療が不要となつた場合には、速やかにかに退院を指示することを規定したものである。	第4 運営に関する基準 1・2 (略) 3 入退院 (1) 基準省令第8条第1項は、指定介護療養型医療施設は、長期に渡って療養が必要な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。 (2) 同条第2項は、原則として、利用申込に対して応じなければならぬことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することとを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、①病床が空いていない場合、②入院治療の必要の無い場合、その他患者に対し自ら適切な指定介護療養施設サービスを提供することが困難な場合である。 (3) 同条第5項は、指定介護療養型医療施設は要介護者のうち、入院して長期療養を行うことが必要な患者を対象としていていることに鑑み、入院治療が不要となつた場合には、速やかにかに退院を指示することを規定したものである。

のである。
4 ~ 2 7 (略)

ある。
4 ~ 2 7 (略)

廃業命令等を行うことができることとした。(第

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等

第八条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

し、同条第四項中「居る」を「静養

く)を乗じて得た面積以上を標準とする。

改正後	現行
(入退院) 第八条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。 2 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。 3 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。 4 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 5 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者の心身の状態、病歴等の把握に努めなければならない。 6 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。 7 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又は	(入退院) 第八条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。 2 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。 3 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者の心身の状態、病歴等の把握に努めなければならない。 5 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。 6 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又は

その家族に対し、適切な指導を行うとともに、退院後の主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

その家族に対し、適切な指導を行うとともに、退院後の主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。